

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」の概要

令和 5 年 2 月

環境省地球環境局脱炭素ビジネス推進室

経済産業省産業技術環境局環境経済室

1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 26 条第 1 項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」（同条第 3 項で規定）の算定方法については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「令」という。）第 7 条で規定されている。この算定方法の見直しについて、令和 4 年 1 月から 12 月まで、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」※において議論を行い、同年 12 月に中間取りまとめを公表したところ。
- また、我が国全体の温室効果ガス排出量及び吸収量を算定し取りまとめた目録として、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に毎年提出する「日本国温室効果ガスインベントリ」において用いる地球温暖化係数（温室効果のある物質ごとに、二酸化炭素の温暖化作用を 1 とした場合の当該物質の温暖化作用を示す数値）について、令和 6 年に同事務局に提出する分からは新たな数値を用いる予定である。
- これらを踏まえ、令について所要の改正を行う。

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

2. 改正案の概要

- 令第 4 条、第 5 条及び第 6 条中の各温室効果ガス種の地球温暖化係数を、IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）が平成 25 年に公表した「Climate Change 2013 — The Physical Science Basis」において示された数値に沿ったものに改める。具体的には以下の表のとおり改める。【第 4 条、第 5 条及び第 6 条関係】

温室効果ガスの区分	改正案	現行
二酸化炭素	1	1
メタン	<u>28</u>	<u>25</u>
一酸化二窒素	<u>265</u>	<u>298</u>
トリフルオロメタン	<u>12,400</u>	<u>14,800</u>
ジフルオロメタン	<u>677</u>	<u>675</u>
フルオロメタン	<u>116</u>	<u>92</u>

1, 1, 1, 2, 2-ペンタフルオロエタン	3, 170	3, 500
1, 1, 2, 2-テトラフルオロエタン	1, 120	1, 100
1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	1, 300	1, 430
1, 1, 2-トリフルオロエタン	328	353
1, 1, 1-トリフルオロエタン	4, 800	4, 470
1, 2-ジフルオロエタン	16	53
1, 1-ジフルオロエタン	138	124
フルオロエタン	4	12
1, 1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘプタフルオロプロパン	3, 350	3, 220
1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン	8, 060	9, 810
1, 1, 1, 2, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン	1, 330	1, 370
1, 1, 1, 2, 2, 3-ヘキサフルオロプロパン	1, 210	1, 340
1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン	716	693
1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロプロパン	858	1, 030
1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロブタン	804	794
1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5, 5-デカフルオロペンタン	1, 650	1, 640
パーフルオロメタン	6, 630	7, 390
パーフルオロエタン	11, 100	12, 200
パーフルオロプロパン	8, 900	8, 830
パーフルオロシクロプロパン	9, 200	17, 340
パーフルオロブタン	9, 200	8, 860
パーフルオロシクロブタン	9, 540	10, 300
パーフルオロペンタン	8, 550	9, 160
パーフルオロヘキサン	7, 910	9, 300
パーフルオロデカリン	7, 190	7, 500
六ふっ化硫黄	23, 500	22, 800
三ふっ化窒素	16, 100	17, 200

- エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素（CO₂）の排出量の算定対象活動及び各活動に伴う排出量の算定式について、以下のとおり改める。【別表第7 関係】

排出量算定の対象とする事業活動の改正	算定式の改正
「石炭の生産」を追加する。	※「×」は乗ずることを、「－」は差し引くことを表す。 環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、 〔当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トン）〕

	×[当該石炭の採掘の区分に応じ石炭１トン当たりの生産に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO2/トン）] を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算することとする。
—	「天然ガスの生産」に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる活動量（＝天然ガスの生産量）について、標準状態（温度 0℃、圧力 1 気圧）から標準環境状態（温度 25℃、1 パール）に改める。
「原油の輸送」を追加する。	環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、 [輸送された当該原油の量（キロリットル）] ×[当該原油の区分に応じ当該原油１キロリットル当たりの輸送に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO2/キロリットル）] を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算することとする。
「地熱発電施設における蒸気生産」を追加する。	[地熱発電施設において生産された蒸気量（トン）] ×[当該蒸気１トン当たりの生産に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO2/トン）] とする。
—	「ソーダ石灰ガラスの製造」に伴う二酸化炭素排出量について、環境省令・経済産業省令で定める「珪物」だけでなく、環境省令・経済産業省令で定める「炭酸塩」の使用に伴い排出される二酸化炭素も算定対象とする。
「セメントクリンカーの製造」、「生石灰の製造」、「ソーダ石灰ガラスの製造」、「鉄鋼の製造における珪物の使用」又は「耕地における肥料の使用」以外の用途・プロセスでの「炭酸塩を含有する珪物の使用」を追加する。	炭酸塩を含有する珪物で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、 [使用された当該珪物の量（トン）] ×[当該珪物の区分に応じ当該珪物１トン当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO2/トン）] を算定し、当該珪物ごとに算定した量を合算することとする。
「セメントクリンカ	環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩ごとに、

一の製造」、「生石灰の製造」、「ソーダ石灰ガラスの製造」、「鉄鋼の製造における鉱物の使用」又は「耕地における肥料の使用」以外の用途・プロセスでの「炭酸塩の使用」を追加する。	[使用された当該炭酸塩の量（トン）] × [当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩 1 トン当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO₂/トン）] を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算することとする。
「二酸化チタンの製造」を追加する。	環境省令・経済産業省令で定める二酸化チタンの製造方法ごとに、 [当該製造方法により製造された二酸化チタンの量（トン）] × [当該製造方法の区分に応じ二酸化チタン 1 トン当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO₂/トン）] を算定し、当該製造方法ごとに算定した量を合算することとする。
「1,2-ジクロロエタンの製造」を追加する。	[製造された 1,2-ジクロロエタンの量（環境省令・経済産業省令で定める単位）] × [当該 1,2-ジクロロエタン 1 当該単位当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO₂/当該単位）] とする。
「酸化エチレンの製造」を追加する。	[製造された酸化エチレンの量（環境省令・経済産業省令で定める単位）] × [当該酸化エチレン 1 当該単位当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO₂/当該単位）] とする。
「アクリロニトリルの製造」を追加する。	[製造されたアクリロニトリルの量（環境省令・経済産業省令で定める単位）] × [当該アクリロニトリル 1 当該単位当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO₂/当該単位）] とする。
「カーボンブラック	[製造されたカーボンブラックの量（環境省令・経済産業省

の製造」を追加する。	令で定める単位)] × [当該カーボンプラック 1 当該単位当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CO2/当該単位)] とする。
「無水フタル酸の製造」を追加する。	[製造された無水フタル酸の量 (環境省令・経済産業省令で定める単位)] × [当該無水フタル酸 1 当該単位当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CO2/当該単位)] とする。
「無水マレイン酸の製造」を追加する。	[製造された無水マレイン酸の量 (環境省令・経済産業省令で定める単位)] × [当該無水マレイン酸 1 当該単位当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CO2/当該単位)] とする。
「水素の製造」を追加する。	[製造された水素の量 (環境省令・経済産業省令で定める単位)] × [当該水素 1 当該単位当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CO2/当該単位)] とする。
「電気炉における炭素電極の使用」を追加する。	[電気炉 (環境省令・経済産業省令で定めるものに限る) において使用された炭素電極の量 (トン)] × [当該炭素電極 1 トン当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CO2/トン)] とする。
「鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼」を追加する。	環境省令・経済産業省令で定めるガスごとに、 [鉄鋼の製造において生じた当該ガスのうち燃焼されたものの量 (標準環境状態で 1,000 立方メートル)] × [当該ガスの区分に応じ当該ガス 1,000 立方メートル当たりの燃焼に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CO2/1,000 立方メートル)] を算定し、当該ガスごとに算定した量を合算することとする。

「潤滑油の使用」を追加する。	[使用された潤滑油の量（環境省令・経済産業省令で定める単位）] ×[当該潤滑油 1 当該単位当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO2/当該単位）] とする。
「グリースの使用」を追加する。	[使用されたグリースの量（環境省令・経済産業省令で定める単位）] ×[当該グリース 1 当該単位当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO2/当該単位）] とする。
「パラフィンろうの使用」を追加する。	[使用されたパラフィンろうの量（環境省令・経済産業省令で定める単位）] ×[当該パラフィンろう 1 当該単位当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO2/当該単位）] とする。
「溶剤の焼却」を追加する。	[焼却された溶剤（揮発性有機化合物（メタンを除く）を含むものに限る）の量（トン）] ×[当該溶剤 1 トン当たりの焼却に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CO2/トン）] とする。
「ドライアイスの製造」を追加する。	[ドライアイスの製造のために使用された二酸化炭素の量（トン CO2）] －[ドライアイスとして出荷された二酸化炭素の量（トン CO2）] とする。
「炭酸ガスのボンベへの封入」を追加する。	[ボンベへの封入のために使用された炭酸ガスの量（トン CO2）] －[当該ボンベに封入された炭酸ガスの量（トン CO2）] とする。
「炭酸ガスの使用」を追加する。	炭酸ガスの使用（ドライアイスの製造のための使用及びボンベへの封入のための使用を除く）に伴い排出された二酸化炭素の量（トン CO2）とする。
「耕地における肥料の使用」として、「鉬	環境省令・経済産業省令で定める鉬物ごとに、 [耕地において肥料として使用された当該鉬物の量（ト

物の使用」を追加する。	ン)] × [当該鉱物の区分に応じ当該鉱物 1 トン当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CO2/トン)] を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算することとする。
「耕地における肥料の使用」として、「炭酸塩の使用」を追加する。	環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩ごとに、 [耕地において肥料として使用された当該炭酸塩の量 (トン)] × [当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩 1 トン当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CO2/トン)] を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算することとする。
「耕地における肥料の使用」として「尿素の使用」を追加する。	[耕地において肥料として使用された尿素の量 (トン)] × [当該尿素 1 トン当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CO2/トン)] とする。
「廃棄物の製品の製造の用途への使用」を削除する。	—

- メタン (CH₄) 排出量の算定対象活動及び各活動に伴う排出量の算定式について、以下のとおり改める。【別表第 8 関係】

排出量算定の対象とする事業活動の改正	算定式の改正 ※「×」は乗ずることを、「－」は差し引くことを表す。
「木炭の製造」を追加する。	[製造された木炭の量 (トン)] × [当該木炭 1 トン当たりの製造に伴い排出されるメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン CH ₄ /トン)] とする。
—	「天然ガスの生産」に伴うメタン排出量の算定に用いる活動量 (=天然ガスの生産量) について、標準状態 (温度 0℃、圧力 1 気圧) から標準環境状態 (温度 25℃、1 バール) に改める。
「原油の輸送」を追加する。	環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、 [輸送された当該原油の量 (キロリットル)]

	×[当該原油の区分に応じ当該原油 1 キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数(トン CH₄/キロリットル)]を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算することとする。
「天然ガスの輸送」を追加する。	[輸送された天然ガスの量(標準環境状態で立方メートル)] ×[当該天然ガス 1 立方メートル当たりの輸送に伴い排出されるメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数(トン CH₄/立方メートル)] とする。
「都市ガスの供給」を追加する。	[供給された都市ガスの量(標準環境状態で 1,000 立方メートル)] ×[当該都市ガス 1,000 立方メートル当たりの供給に伴い排出されるメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数(トン CH₄/1,000 立方メートル)] とする。
「地熱発電施設における蒸気の生産」を追加する。	[地熱発電施設において生産された蒸気量(トン)] ×[当該蒸気 1 トン当たりの生産に伴い排出されるメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数(トン CH₄/トン)] とする。
「酸化エチレンの製造」を追加する。	[製造された酸化エチレンの量(トン)] ×[当該酸化エチレン 1 トン当たりの製造に伴い排出されるメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数(トン CH₄/トン)] とする。
「1,2-ジクロロエタンの製造」を削除する。	—
「メタノールの製造」を削除する。	—
「廃棄物の製品の製造の用途への使用」を削除する。	—
「堆肥の生産」を追加する。	環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、 [堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量(トン)] ×[当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物 1 トン当たりの使

	用に伴い排出されるメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン CH₄/トン）] を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算することとする。
--	---

- 一酸化二窒素 (N₂O) 排出量の算定対象活動及び各活動に伴う排出量の算定式について、以下のとおり改める。【別表第 9 関係】

排出量算定の対象とする事業活動の改正	算定式の改正
	※「×」は乗ずることを、「－」は差し引くことを表す。
「木炭の製造」を追加する。	[製造された木炭の量（トン）] × [当該木炭 1 トン当たりの製造に伴い排出される一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン N₂O/トン）] とする。
—	「天然ガスの生産」に伴う一酸化二窒素排出量の算定に用いる活動量（＝天然ガスの生産量）について、標準状態（温度 0℃、圧力 1 気圧）から標準環境状態（温度 25℃、1 バール）に改める。
「カプロラクタムの製造」を追加する。	[製造されたカプロラクタムの量（トン）] × [当該カプロラクタム 1 トン当たりの製造に伴い排出される一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン N₂O/トン）] とする。
「半導体素子等の製造」を追加する。	[半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された一酸化二窒素の量（トン N₂O）] × [当該一酸化二窒素 1 トン当たりの使用に伴い排出される一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン N₂O/トン N₂O）] － [当該一酸化二窒素のうち適正に処理されたものの量（トン N₂O）] とする。
「森林における肥料の使用」を追加する。	[森林において使用された肥料に含まれる窒素の量（トン）] × [当該窒素 1 トン当たりの使用に伴い排出される一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン N₂O/トン）] とする。

「廃棄物の製品の製造の用途への使用」を削除する。	—
「堆肥の生産」を追加する。	環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、 $[\text{堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量 (トン)}]$ $\times [\text{当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物 1 トン当たりの使用に伴い排出される一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン N20/トン)}]$ を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算することとする。

- ハイドロフルオロカーボン（HFC）排出量の算定対象活動及び各活動に伴う排出量の算定式について、以下のとおり改める。【別表第 10 関係】

排出量算定の対象とする事業活動の改正	算定式の改正 ※「×」は乗ずることを、「－」は差し引くことを表す。
「マグネシウム合金の鋳造」を追加する。	マグネシウム合金の鋳造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トン HFC）とする。
「半導体素子等の製造」について、パーフルオロカーボン（PFC）の使用に伴うトリフルオロメタン（HFC-23）の排出量を算定対象に追加する。	環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、 $[\text{半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量 (トン PFC)}]$ $\times [\text{当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボン 1 トン当たりの使用に伴い排出されるトリフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数 (トン HFC-23/トン PFC)}]$ $- [\text{当該トリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量 (トン HFC-23)}]$ を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算することとする。
「家庭用電気冷蔵庫の製造」を削除する。	—
「自動車用エアコンディショナーの廃棄」を追加する。	$[\text{廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入されていたハイドロフルオロカーボンの量 (トン HFC)}]$ $- [\text{当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量 (トン HFC)}]$ とする。

「消火剤の製造」を削除する。	—
----------------	---

- パーフルオロカーボン（PFC）排出量の算定対象活動及び各活動に伴う排出量の算定式について、以下のとおり改める。【別表第 11 関係】

排出量算定の対象とする事業活動の改正	算定式の改正 ※「×」は乗ずることを、「－」は差し引くことを表す。
「アルミニウムの製造」を削除する。	—
「半導体素子等の製造」について、パーフルオロカーボンの使用に伴うパーフルオロエタン（PFC-116）の排出量を算定対象に追加する。	環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、 〔半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トン PFC）〕 ×〔当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボン 1 トン当たりの使用に伴い排出されるパーフルオロエタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン PFC-116/トン PFC）〕 －〔当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トン PFC-116）〕 を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算することとする。
「半導体素子等の製造」について、ハイドロフルオロカーボンの使用に伴うパーフルオロメタン（PFC-14）の排出量を算定対象に追加する。	環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンごとに、 〔半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量（トン HFC）〕 ×〔当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボン 1 トン当たりの使用に伴い排出されるパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン PFC-14/トン HFC）〕 －〔当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トン PFC-14）〕 を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算することとする。
「半導体素子等の製	環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボン

造」について、ハイドロフルオロカーボンの使用に伴うパーフルオロエタン（PFC-116）の排出量を算定対象に追加する。	ごとに、 〔半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量（トン HFC）〕 ×〔当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボン 1 トン当たりの使用に伴い排出されるパーフルオロエタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン PFC-116/トン HFC）〕 －〔当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トン PFC-116）〕 を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算することとする。
「半導体素子等の製造」について、三ふっ化窒素の使用に伴うパーフルオロメタン（PFC-14）の排出量を算定対象に追加する。	〔半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トン）〕 ×〔当該三ふっ化窒素 1 トン当たりの使用に伴い排出されるパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン PFC-14/トン）〕 －〔当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トン PFC-14）〕 を算定することとする。
「半導体素子等の製造」について、光電池の製造におけるパーフルオロカーボンの使用に伴う当該パーフルオロカーボンの排出量を算定対象に追加する。	環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、 〔光電池の製造に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トン PFC）〕 ×〔当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボン 1 トン当たりの使用に伴い排出される当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン PFC/トン PFC）〕 －〔当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トン PFC）〕 を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算することとする。
「鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄」を追加する。	〔廃棄された鉄道事業又は軌道事業の用に供されていた整流器に封入されていたパーフルオロカーボンの量（トン PFC）〕 －〔当該封入されていたパーフルオロカーボンのうち回収さ

	れ、及び適正に処理されたものの量（トン PFC）] とする。
--	-----------------------------------

- 六ふっ化硫黄(SF6)排出量の算定対象活動及び各活動に伴う排出量の算定式について、以下のとおり改める。【別表第 12 関係】

排出量算定の対象とする事業活動の改正	算定式の改正 ※「×」は乗ずることを、「－」は差し引くことを表す。
「粒子加速器の使用」を追加する。	環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器ごとに、 [使用に供されていた粒子加速器に封入されていた六ふっ化硫黄の量（トン SF6）] ×[当該粒子加速器の区分に応じ当該粒子加速器に封入されている 1 トン当たりの六ふっ化硫黄のうち 1 年間に排出されるトンで表した六ふっ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数（トン SF6/トン SF6/年）] ×[当該粒子加速器の使用期間の 1 年間に対する比率を乗じて得た数] を算定し、当該粒子加速器ごとに算定した量を合算することとする。

- 改正後の別表第 7 から第 12 までの規定は、令和 6 年度以降に特定排出者が報告する温室効果ガス算定排出量に適用することとする。【附則関係】

3. 今後の予定

令和 5 年 4 月 1 日：施行

以上